

# (旧) 公立大学法人大阪市立大学年俸制教員給与規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第53条の規定に基づき、同条第2号に掲げる教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、産業医手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当とする。

## 第2章 基本年俸の支給基準

### (基本年俸)

第3条 基本年俸は、その者の職務と責任に応じて、別表第1の基本年俸表に定める額を支給する。

### (職務の級の決定)

第4条 年俸制教員の職務の級（別表第1の基本年俸表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の教員の例により決定する。

### (採用時の基本年俸)

第5条 新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

2 前項にかかわらず、大阪市立大学年俸制特定有期雇用教員給与規程（以下「年俸制有期教員給与規程」という。）の適用を受ける者から引き続いて、新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、年俸制有期教員給与規程の適用を受ける初日において教員となったものとみなして昇給等規程の教員の例により決定される号給に、年俸制有期教員給与規程の適用を受けていた期間の合計月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を3月で除して得た号給数を加えた号給とする。

### (昇格・降格時の基本年俸)

第6条 年俸制教員が昇格又は降格した場合における基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

### (基本年俸の定時改定)

第7条 基本年俸の改定は、その者の評価の期間における人事評価、勤務状況等を勘案して、直前の定時改定以後の勤務年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に応じて、その者の号給に、別表第2に定める号給数を加えた号給とする。

2 前号に定めるもののほか、改定に必要な事項は、理事長が定める。

### (基本年俸の情勢改定)

第8条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業

務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、基本年俸を改定することができる。

#### (基本年俸の決定の特例)

第9条 第4条による職務等級の定めがない職にある者の基本年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

- 2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず基本年俸の額を決定することができる。

#### (基本年俸の調整額)

第10条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、基本年俸表の額をもって基本年俸とすることが適当でないとき、調整額を支給する。

- 2 前項の規定により調整額を支給する年俸制教員は別表第3に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

### 第3章 業績年俸の支給基準

#### (業績年俸)

第11条 業績年俸は、第2章の規定により決定する職務の級及び号給に応じて、別表第4の業績年俸表に定める額を支給する。

- 2 職務の級が4級である者に対する業績年俸表の適用については、第13条の規定により(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)

第13条第1項第1号及び第2号に定める管理職手当の支給を受ける者にあつては4級の1種の欄、それ以外の者にあつては4級の1種以外の欄を適用する。

- 3 第14条の規定により管理職手当の支給を受ける者については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を第1項に規定する額に加えることができる。

- (1) 1種甲 484,000円
- (2) 1種乙 396,000円
- (3) 2種 330,000円
- (4) 3種 277,200円

- 4 前項第4号の規定は、副研究科長の職にある年俸制教員には適用しない。

#### (評価による業績年俸の加算及び減算)

第12条 第7条の規定により決定する評価の結果が優秀な年俸制教員の業績年俸は、次の各号に掲げる評価区分に応じて、当該各号に定める額を第1項に規定する額に加えた額とすることができる。

- (1) 評価がSである者 理事長が定める額
- (2) 評価がAである者 200,000円

- 2 第7条の規定により決定する評価の結果がCである年俸制教員の業績年俸は、第1項に規定する額から200,000円を減じた額とすることができる。

#### (業績年俸の情勢改定)

第13条 第11条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、業績年俸を改定することができる。

#### (業績年俸の決定の特例)

第14条 第11条第1項による職務等級の定めがない職にある者の業績年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず業績年俸の額を決定することができる。

### 第4章 諸手当の支給基準

#### (管理職手当)

第15条 年俸制教員の管理職手当については、旧給与規程第13条及び第14条を準用して支給する。

#### (初任給調整手当)

第16条 年俸制教員の初任給調整手当については、旧給与規程第15条を準用して支給する。

#### (産業医手当)

第17条 年俸制教員の産業医手当については、旧給与規程第15条の2を準用して支給する。

#### (扶養手当)

第18条 年俸制教員の扶養手当については、旧給与規程第16条から第18条までを準用して支給する。

#### (地域手当)

第19条 年俸制教員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の16(東京都の特別区の存する地域に在勤する年俸制教員にあつては、100分の20)(第33条に規定する休職者については、扶養手当の月額)を乗じて得た額とする。

#### (地域手当の始期及び終期)

第20条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、旧給与規程第11条及び第12条を準用して、計算する。

#### (住居手当)

第21条 年俸制教員の住居手当については、旧給与規程第21条から第23条までを準用して支給する。

#### (通勤手当)

第22条 年俸制教員の通勤手当については、旧給与規程第24条を準用して支給する。

#### (単身赴任手当)

第23条 年俸制教員の単身赴任手当については、旧給与規程第25条から第27条までを準用して支給する。

#### (特殊勤務手当)

第24条 年俸制教員の特殊勤務手当については、旧給与規程第28条を準用して支給する。

#### (超過勤務手当)

第25条 年俸制教員の超過勤務手当については、旧給与規程第29条を準用して支給す

る。この場合、勤務1時間当たりの給与額を、第28条に規定する額と読み替えるものとする。

#### (夜間勤務手当)

第26条 年俸制教員の夜間勤務手当については、旧給与規程第30条を準用して支給する。この場合、勤務1時間当たりの給与額を、第28条に規定する額と読み替えるものとする。

#### (管理職員深夜勤務手当)

第27条 年俸制教員の管理職員深夜勤務手当については、旧給与規程第30条の2を準用して支給する。この場合、勤務1時間当たりの給与額を、第28条に規定する額と読み替えるものとする。

#### (超過勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第28条 年俸制教員の勤務1時間当たりの給与の額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「基本年俸（調整額含む）の額」} + \text{「業績年俸の額」} + \text{「諸手当の年額」}}{\text{「年間勤務時間」}}$$

2 前項に規定する諸手当の年額とは、次の計算式により得られる諸手当の額に12を乗じて得た額とする。

$$\text{「諸手当の額」} = \text{「管理職手当の月額」} + \text{「管理職手当に対する地域手当の月額」} + \text{「初任給調整手当の月額」} + \text{「産業医手当の月額」}$$

3 第1項に規定する年間勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

$$\text{「年間勤務時間」} = \text{「週所定労働時間数」} \times (365 - \text{「年間祝日等日数」}) \div 365 \times 52$$

4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、旧給与規程第31条第3項の規定を準用する。

5 第3項に規定する年間勤務時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### (超過勤務手当等の計算)

第29条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 超過勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

#### (宿日直手当)

第30条 年俸制教員の宿日直手当については、旧給与規程第33条を準用して支給する。

#### (クロスアポイントメント手当)

第31条 年俸制教員のクロスアポイントメント手当については、旧給与規程第35条を準用して支給する。

## 第5章 休職者等の給与

### (休職者等の基本年俸及び諸手当)

第 32 条 次の各号に掲げる休職等となった年俸制教員のその間の基本年俸及び諸手当については、旧給与規程第 5 章に定める休職等となった教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 21 条第 1 項第 1 号及び旧就業規則第 19 条第 1 項第 2 号から第 7 号の規定による休職
- (2) 就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職
- (3) (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業
- (4) 旧育児介護休業規程に規定する育児短時間勤務
- (5) (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の自己啓発等休業に関する規程に基づく自己啓発等休業
- (6) 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

2 前項に規定する基本年俸月割額とは、基本年俸及び調整額の合計額を 12 で除した額（以下「基本年俸月割額」という。）とする。

#### (休職者等の業績年俸)

第 33 条 休職等の事由により勤務していない年俸制教員の業績年俸は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学管理職員等給与規程（以下「旧管理職員等給与規程」という。）第 16 条の規定を準用して支給する。この場合、管理職員等を年俸制教員と読み替えるものとする。

#### (懲戒処分を受けた者に対する業績年俸の減額)

第 34 条 就業規則第 53 条に定める戒告、減給または停職の処分を受けた年俸制教員については、理事長が別に定めるところにより、業績年俸を減額して支給する。

## 第 6 章 給与の減額

### (基本年俸の減額)

第 35 条 年俸制教員が所定の勤務日に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除く外、旧給与規程第 6 章の規定を準用して、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの基本年俸の額をその者に支給すべき基本年俸から減額する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間等規程」という。）第 21 条に規定する年次有給休暇
- (2) 旧勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第 7 号に掲げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日（理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては 3 日）以内に限るものとする。
- (3) 旧勤務時間等規程第 28 条に規定する病気休暇
- (4) 旧勤務時間等規程第 19 条第 1 項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間
- (5) 公立大学法人大阪教職員就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）

- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 勤務1日当たりの基本年俸の額は、基本年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
  - 3 勤務1時間当たりの基本年俸の額は、第28条を準用して計算する。

#### (基本年俸の減額方法)

第36条 前条の規定により減額すべき基本年俸の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の基本年俸から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

#### (諸手当の減額)

第37条 管理職手当、初任給調整手当、産業医手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の減額については、旧給与規程第47条から第49条までを準用して減額する。

### 第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

#### (年俸の計算期間)

- 第38条 基本年俸及び業績年俸(以下「年俸」という。)の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 2 前項に定めるもののほか、給与の計算期間は、旧給与規程、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員通勤手当規程、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員特殊勤務手当規程、その他給与規程の関係規程において別に定める場合を除き、月の初日から末日までとする。

#### (支払日)

- 第39条 基本年俸及び諸手当の支給日は、旧給与規程第51条を準用して決定する。
- 2 業績年俸の支給日は、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第9条を準用して決定する。
  - 3 本規程等において別に定める場合を除き、産業医手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。
  - 4 通勤手当の支給日は、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員通勤手当規程に定めるところによる。

#### (基本年俸及び業績年俸の支給方法)

第40条 基本年俸及び業績年俸は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 基本年俸 12等分して毎月の給与支給日に支給する。
- (2) 業績年俸 2等分して6月及び12月の業績年俸支給日に支給する。

#### (新たに年俸制教員になった者に対する支給方法)

第41条 計算期間の途中に新たに年俸制教員になった者の基本年俸及び業績年俸については、旧管理職員等給与規程第11条を準用して支給する。この場合、管理職員等を年俸制教員と読み替えるものとする。

#### (退職者等に対する支給方法)

第 42 条 年俸制教員である者が、年俸制教員の職を離れたときの基本年俸及び業績年俸については、旧管理職員等給与規程第 12 条を準用して支給する。この場合、管理職員等を年俸制教員と、第 53 条第 1 号を第 53 条第 2 号と、管理職等を年俸制教員の職と読み替えるものとする。

**(昇格者に対する支給方法)**

第 43 条 年俸制教員のうち計算期間の途中で職務等級が変更された者の基本年俸及び業績年俸については、旧管理職員等給与規程第 13 条を準用して支給する。この場合、管理職員等を年俸制教員と読み替えるものとする。

**(給与の支払方法等)**

第 44 条 前 5 条に定めるほか、給与の支払方法等については、公立大学法人大阪教職員給与規程第 51 条から第 55 条及び第 67 条並びに旧給与規程第 55 条から第 58 条の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1  
基本年俸表

号給	1級	2級	3級	4級
1	2,671,248	3,535,680	3,951,888	4,618,656
2	2,700,480	3,566,304	3,986,688	4,653,456
3	2,729,712	3,596,928	4,021,488	4,688,256
4	2,758,944	3,627,552	4,056,288	4,723,056
5	2,811,840	3,676,272	4,092,480	4,759,248
6	2,841,072	3,708,288	4,127,280	4,794,048
7	2,870,304	3,740,304	4,162,080	4,828,848
8	2,899,536	3,772,320	4,196,880	4,863,648
9	2,952,432	3,816,864	4,231,680	4,899,840
10	2,981,664	3,848,880	4,266,480	4,936,032
11	3,010,896	3,880,896	4,301,280	4,972,224
12	3,040,128	3,912,912	4,336,080	5,008,416
13	3,093,024	3,951,888	4,370,880	5,040,432
14	3,122,256	3,983,904	4,405,680	5,076,624
15	3,151,488	4,015,920	4,440,480	5,112,816
16	3,180,720	4,047,936	4,475,280	5,149,008
17	3,233,616	4,072,992	4,507,296	5,181,024
18	3,262,848	4,105,008	4,542,096	5,218,608
19	3,292,080	4,137,024	4,576,896	5,256,192
20	3,321,312	4,169,040	4,607,520	5,292,384
21	3,374,208	4,185,744	4,618,656	5,323,008
22	3,403,440	4,216,368	4,653,456	5,360,592
23	3,432,672	4,246,992	4,686,864	5,398,176
24	3,461,904	4,274,832	4,718,880	5,435,760
25	3,514,800	4,292,928	4,728,624	5,466,384
26	3,544,032	4,323,552	4,762,032	5,502,576
27	3,573,264	4,354,176	4,795,440	5,538,768
28	3,602,496	4,380,624	4,824,672	5,574,960
29	3,655,392	4,400,112	4,838,592	5,606,976
30	3,684,624	4,429,344	4,869,216	5,644,560
31	3,713,856	4,458,576	4,899,840	5,682,144
32	3,743,088	4,485,024	4,929,072	5,715,552
33	3,787,632	4,503,120	4,942,992	5,744,784
34	3,816,864	4,532,352	4,975,008	5,782,368
35	3,846,096	4,561,584	5,004,240	5,818,560
36	3,875,328	4,588,032	5,030,688	5,851,968
37	3,908,736	4,606,128	5,046,000	5,881,200
38	3,937,968	4,635,360	5,075,232	5,917,392
39	3,967,200	4,664,592	5,103,072	5,952,192
40	3,996,432	4,689,648	5,125,344	5,986,992
41	4,021,488	4,707,744	5,147,616	6,014,832
42	4,050,720	4,736,976	5,176,848	6,052,416
43	4,079,952	4,766,208	5,206,080	6,088,608
44	4,109,184	4,792,656	5,231,136	6,124,800

45	4, 128, 672	4, 803, 792	5, 243, 664	6, 148, 464
46	4, 157, 904	4, 833, 024	5, 271, 504	6, 186, 048
47	4, 187, 136	4, 862, 256	5, 299, 344	6, 223, 632
48	4, 216, 368	4, 885, 920	5, 324, 400	6, 258, 432
49	4, 227, 504	4, 897, 056	5, 339, 712	6, 280, 704
50	4, 253, 952	4, 926, 288	5, 367, 552	6, 318, 288
51	4, 280, 400	4, 952, 736	5, 395, 392	6, 355, 872
52	4, 305, 456	4, 979, 184	5, 420, 448	6, 392, 064
53	4, 326, 336	4, 987, 536	5, 435, 760	6, 412, 944
54	4, 348, 608	5, 015, 376	5, 463, 600	6, 447, 744
55	4, 369, 488	5, 040, 432	5, 491, 440	6, 483, 936
56	4, 387, 584	5, 062, 704	5, 515, 104	6, 520, 128
57	4, 401, 504	5, 076, 624	5, 530, 416	6, 545, 184
58	4, 420, 992	5, 104, 464	5, 558, 256	6, 579, 984
59	4, 440, 480	5, 128, 128	5, 586, 096	6, 617, 568
60	4, 457, 184	5, 150, 400	5, 612, 544	6, 652, 368
61	4, 473, 888	5, 162, 928	5, 623, 680	6, 674, 640
62	4, 493, 376	5, 190, 768	5, 651, 520	6, 709, 440
63	4, 512, 864	5, 215, 824	5, 679, 360	6, 744, 240
64	4, 529, 568	5, 239, 488	5, 704, 416	6, 777, 648
65	4, 546, 272	5, 249, 232	5, 714, 160	6, 791, 568
66	4, 565, 760	5, 275, 680	5, 739, 216	6, 824, 976
67	4, 585, 248	5, 300, 736	5, 764, 272	6, 858, 384
68	4, 600, 560	5, 325, 792	5, 789, 328	6, 891, 792
69	4, 615, 872	5, 335, 536	5, 803, 248	6, 908, 496
70	4, 635, 360	5, 361, 984	5, 826, 912	6, 940, 512
71	4, 654, 848	5, 388, 432	5, 850, 576	6, 972, 528
72	4, 672, 944	5, 413, 488	5, 874, 240	7, 003, 152
73	4, 679, 904	5, 420, 448	5, 892, 336	7, 019, 856
74	4, 699, 392	5, 445, 504	5, 916, 000	7, 051, 872
75	4, 718, 880	5, 470, 560	5, 939, 664	7, 083, 888
76	4, 736, 976	5, 491, 440	5, 960, 544	7, 113, 120
77	4, 743, 936	5, 505, 360	5, 978, 640	7, 129, 824
78	4, 763, 424	5, 529, 024	6, 002, 304	7, 156, 272
79	4, 782, 912	5, 552, 688	6, 025, 968	7, 182, 720
80	4, 801, 008	5, 573, 568	6, 046, 848	7, 209, 168
81	4, 805, 184	5, 588, 880	6, 064, 944	7, 231, 440
82	4, 824, 672	5, 612, 544	6, 087, 216	7, 249, 536
83	4, 844, 160	5, 636, 208	6, 109, 488	7, 267, 632
84	4, 862, 256	5, 657, 088	6, 130, 368	7, 282, 944
85	4, 866, 432	5, 672, 400	6, 149, 856	7, 298, 256
86	4, 885, 920	5, 696, 064	6, 172, 128	7, 314, 960
87	4, 905, 408	5, 719, 728	6, 194, 400	7, 331, 664
88	4, 923, 504	5, 742, 000	6, 212, 496	7, 345, 584
89	4, 927, 680	5, 755, 920	6, 226, 416	7, 353, 936
90	4, 945, 776	5, 775, 408	6, 248, 688	7, 370, 640
91	4, 963, 872	5, 794, 896	6, 270, 960	7, 387, 344
92	4, 980, 576	5, 814, 384	6, 293, 232	7, 401, 264

93	4,988,928	5,833,872	6,302,976	7,408,224
94	5,005,632	5,849,184	6,321,072	7,420,752
95	5,018,160	5,864,496	6,339,168	7,433,280
96	5,029,296	5,879,808	6,355,872	7,443,024
97	5,034,864	5,893,728	6,364,224	7,455,552
98	5,050,176	5,909,040	6,379,536	7,468,080
99	5,061,312	5,921,568	6,394,848	7,480,608
100	5,072,448	5,934,096	6,407,376	7,490,352
101	5,079,408	5,936,880	6,418,512	7,498,704
102	5,091,936	5,950,800	6,433,824	7,511,232
103	5,103,072	5,963,328	6,447,744	7,523,760
104	5,114,208	5,973,072	6,458,880	7,533,504
105	5,123,952	5,980,032	6,465,840	7,539,072
106	5,136,480	5,993,952	6,479,760	7,551,600
107	5,149,008	6,007,872	6,493,680	7,564,128
108	5,160,144	6,019,008	6,503,424	7,572,480
109	5,168,496	6,023,184	6,513,168	7,579,440
110	5,181,024	6,035,712	6,527,088	7,591,968
111	5,193,552	6,048,240	6,541,008	7,601,712
112	5,204,688	6,059,376	6,552,144	7,611,456
113	5,211,648	6,066,336	6,560,496	7,618,416
114	5,224,176	6,076,080	6,574,416	7,630,944
115	5,236,704	6,087,216	6,586,944	7,640,688
116	5,246,448	6,094,176	6,596,688	7,650,432
117	5,254,800	6,096,960	6,606,432	7,654,608
118	5,267,328		6,620,352	7,665,744
119	5,278,464		6,634,272	7,675,488
120	5,289,600		6,645,408	7,683,840
121	5,296,560		6,649,584	7,686,624
122	5,309,088			
123	5,320,224			
124	5,331,360			
125	5,338,320			
126	5,350,848			
127	5,361,984			
128	5,373,120			
129	5,380,080			
130	5,392,608			
131	5,405,136			
132	5,416,272			
133	5,421,840			
134	5,434,368			
135	5,446,896			
136	5,452,464			
137	5,456,640			

備考 この年俸表は、教員に適用する。

別表第2

年俸の定時改定の号給数

		成績			
		S	A	B	C
年数	3	理事長が 個別に定 める	18	12	6
	2		12	8	4
	1		6	4	2

別表第3

基本年俸の調整額

年俸制教員	支給額
(1) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院研究科博士課程（博士課程担当の専門職学位課程を含む。以下「博士課程」という。）を担当する教授	基本年俸に100分の8.5を乗じて得た額
(2) 教授、研究指導等の業務に従事する博士課程を担当する准教授及び講師	基本年俸に100分の8を乗じて得た額
(3) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院研究科修士課程を担当する教授、准教授及び講師（(1)及び(2)に該当する者を除く）	基本年俸に100分の4を乗じて得た額
(4) 教授、研究指導等の業務に従事し、博士課程に在学する学生の指導に常時従事する助教のうち、博士の学位を有するもの、修士課程修了後5年以上の研究歴を有するもの、医科大学若しくは大学の医学部を卒業後6年以上の研究歴を有するもの又は大学卒業後8年以上の研究歴を有するもので市立大学の助教又は助手としての在職期間が6月以上のもの	
(5) 医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	129,600円
(6) 医学部附属病院において、(5)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	97,200円

別表第4  
業績年俸表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
				1 種以外	1 種
1	1,040,116	1,442,262	1,612,040	1,969,664	2,012,482
2	1,051,498	1,454,754	1,626,236	1,984,504	2,027,646
3	1,062,880	1,467,246	1,640,430	1,999,344	2,042,808
4	1,074,262	1,479,738	1,654,626	2,014,186	2,057,972
5	1,094,860	1,499,612	1,669,390	2,029,620	2,073,742
6	1,106,242	1,512,672	1,683,586	2,044,460	2,088,906
7	1,117,624	1,525,732	1,697,780	2,059,302	2,104,068
8	1,129,006	1,538,792	1,711,976	2,074,142	2,119,232
9	1,149,602	1,556,962	1,726,172	2,089,576	2,135,002
10	1,160,984	1,570,022	1,740,368	2,105,010	2,150,772
11	1,172,366	1,583,082	1,754,562	2,120,446	2,166,542
12	1,183,748	1,596,142	1,768,758	2,135,880	2,182,312
13	1,204,346	1,612,040	1,782,954	2,149,534	2,196,262
14	1,215,728	1,625,100	1,797,150	2,164,968	2,212,032
15	1,227,110	1,638,160	1,811,344	2,180,402	2,227,802
16	1,238,492	1,651,220	1,825,540	2,195,836	2,243,572
17	1,259,088	1,661,440	1,838,600	2,209,490	2,257,522
18	1,270,470	1,674,500	1,852,796	2,225,518	2,273,898
19	1,281,852	1,687,560	1,866,992	2,241,546	2,290,276
20	1,293,234	1,700,620	1,879,484	2,256,980	2,306,046
21	1,313,832	1,707,434	1,884,026	2,270,040	2,319,388
22	1,325,214	1,719,926	1,898,222	2,286,068	2,335,766
23	1,336,596	1,732,418	1,911,848	2,302,096	2,352,142
24	1,347,978	1,743,774	1,924,908	2,318,124	2,368,518
25	1,368,574	1,751,156	1,928,884	2,331,184	2,381,862
26	1,379,956	1,763,648	1,942,512	2,346,618	2,397,632
27	1,391,338	1,776,140	1,956,138	2,362,052	2,413,402
28	1,402,720	1,786,928	1,968,064	2,377,488	2,429,172
29	1,423,318	1,794,878	1,973,742	2,391,140	2,443,122
30	1,434,700	1,806,802	1,986,234	2,407,168	2,459,498
31	1,446,082	1,818,726	1,998,726	2,423,196	2,475,874
32	1,457,464	1,829,516	2,010,650	2,437,444	2,490,432
33	1,474,808	1,836,896	2,016,328	2,449,910	2,503,168
34	1,486,190	1,848,820	2,029,388	2,465,938	2,519,546
35	1,497,572	1,860,746	2,041,312	2,481,372	2,535,316
36	1,508,954	1,871,534	2,052,100	2,495,620	2,549,872
37	1,521,964	1,878,916	2,058,346	2,508,086	2,562,610
38	1,533,346	1,890,840	2,070,270	2,523,520	2,578,380
39	1,544,728	1,902,764	2,081,628	2,538,360	2,593,542
40	1,556,110	1,912,984	2,090,712	2,553,202	2,608,706
41	1,565,866	1,920,366	2,099,798	2,565,074	2,620,836
42	1,577,248	1,932,290	2,111,722	2,581,102	2,637,214
43	1,588,630	1,944,214	2,123,646	2,596,536	2,652,984
44	1,600,012	1,955,004	2,133,866	2,611,972	2,668,754

45	1, 607, 600	1, 959, 546	2, 138, 976	2, 622, 062	2, 679, 064
46	1, 618, 982	1, 971, 470	2, 150, 334	2, 638, 090	2, 695, 440
47	1, 630, 366	1, 983, 394	2, 161, 690	2, 654, 118	2, 711, 816
48	1, 641, 748	1, 993, 048	2, 171, 910	2, 668, 960	2, 726, 980
49	1, 646, 084	1, 997, 590	2, 178, 156	2, 678, 458	2, 736, 684
50	1, 656, 382	2, 009, 514	2, 189, 512	2, 694, 486	2, 753, 062
51	1, 666, 680	2, 020, 302	2, 200, 870	2, 710, 514	2, 769, 438
52	1, 676, 436	2, 031, 092	2, 211, 090	2, 725, 948	2, 785, 208
53	1, 684, 566	2, 034, 498	2, 217, 336	2, 734, 852	2, 794, 306
54	1, 693, 238	2, 045, 854	2, 228, 692	2, 749, 694	2, 809, 470
55	1, 701, 368	2, 056, 076	2, 240, 048	2, 765, 128	2, 825, 240
56	1, 708, 414	2, 065, 160	2, 249, 702	2, 780, 562	2, 841, 008
57	1, 713, 834	2, 070, 838	2, 255, 948	2, 791, 248	2, 851, 926
58	1, 721, 422	2, 082, 194	2, 267, 304	2, 806, 088	2, 867, 090
59	1, 729, 010	2, 091, 848	2, 278, 660	2, 822, 116	2, 883, 466
60	1, 735, 516	2, 100, 934	2, 289, 450	2, 836, 956	2, 898, 630
61	1, 742, 020	2, 106, 044	2, 293, 992	2, 846, 454	2, 908, 334
62	1, 749, 608	2, 117, 400	2, 305, 348	2, 861, 296	2, 923, 498
63	1, 757, 196	2, 127, 620	2, 316, 704	2, 876, 136	2, 938, 662
64	1, 763, 700	2, 137, 274	2, 326, 926	2, 890, 384	2, 953, 218
65	1, 770, 204	2, 141, 248	2, 330, 900	2, 896, 320	2, 959, 284
66	1, 777, 792	2, 152, 036	2, 341, 120	2, 910, 566	2, 973, 840
67	1, 785, 380	2, 162, 258	2, 351, 342	2, 924, 814	2, 988, 396
68	1, 791, 342	2, 172, 478	2, 361, 562	2, 939, 062	3, 002, 954
69	1, 797, 304	2, 176, 454	2, 367, 240	2, 946, 184	3, 010, 232
70	1, 804, 892	2, 187, 242	2, 376, 894	2, 959, 838	3, 024, 182
71	1, 812, 480	2, 198, 030	2, 386, 546	2, 973, 492	3, 038, 132
72	1, 819, 526	2, 208, 250	2, 396, 200	2, 986, 552	3, 051, 476
73	1, 822, 236	2, 211, 090	2, 403, 582	2, 993, 676	3, 058, 756
74	1, 829, 824	2, 221, 310	2, 413, 234	3, 007, 328	3, 072, 706
75	1, 837, 412	2, 231, 532	2, 422, 886	3, 020, 982	3, 086, 656
76	1, 844, 460	2, 240, 048	2, 431, 404	3, 033, 448	3, 099, 392
77	1, 847, 170	2, 245, 728	2, 438, 786	3, 040, 572	3, 106, 672
78	1, 854, 758	2, 255, 380	2, 448, 438	3, 051, 850	3, 118, 196
79	1, 862, 346	2, 265, 032	2, 458, 092	3, 063, 130	3, 129, 720
80	1, 869, 392	2, 273, 550	2, 466, 610	3, 074, 408	3, 141, 244
81	1, 871, 018	2, 279, 796	2, 473, 990	3, 083, 906	3, 150, 948
82	1, 878, 606	2, 289, 450	2, 483, 076	3, 091, 624	3, 158, 834
83	1, 886, 194	2, 299, 102	2, 492, 160	3, 099, 342	3, 166, 718
84	1, 893, 240	2, 307, 620	2, 500, 678	3, 105, 872	3, 173, 390
85	1, 894, 866	2, 313, 866	2, 508, 628	3, 112, 402	3, 180, 062
86	1, 902, 454	2, 323, 518	2, 517, 712	3, 119, 524	3, 187, 340
87	1, 910, 042	2, 333, 172	2, 526, 798	3, 126, 648	3, 194, 618
88	1, 917, 088	2, 342, 256	2, 534, 180	3, 132, 584	3, 200, 684
89	1, 918, 714	2, 347, 934	2, 539, 858	3, 136, 146	3, 204, 324
90	1, 925, 760	2, 355, 884	2, 548, 942	3, 143, 270	3, 211, 602
91	1, 932, 806	2, 363, 834	2, 558, 028	3, 150, 394	3, 218, 880
92	1, 939, 310	2, 371, 784	2, 567, 114	3, 156, 330	3, 224, 946

93	1,942,562	2,379,732	2,571,088	3,159,298	3,227,978
94	1,949,066	2,385,978	2,578,470	3,164,640	3,233,438
95	1,953,946	2,392,224	2,585,852	3,169,984	3,238,896
96	1,958,282	2,398,470	2,592,666	3,174,138	3,243,142
97	1,960,450	2,404,148	2,596,072	3,179,482	3,248,600
98	1,966,412	2,410,394	2,602,318	3,184,824	3,254,060
99	1,970,748	2,415,506	2,608,564	3,190,166	3,259,518
100	1,975,084	2,420,616	2,613,674	3,194,322	3,263,764
101	1,977,794	2,421,752	2,618,218	3,197,884	3,267,404
102	1,982,672	2,427,430	2,624,464	3,203,226	3,272,862
103	1,987,008	2,432,540	2,630,142	3,208,570	3,278,320
104	1,991,344	2,436,514	2,634,684	3,212,724	3,282,566
105	1,995,138	2,439,354	2,637,522	3,215,100	3,284,992
106	2,000,016	2,445,032	2,643,202	3,220,442	3,290,452
107	2,004,894	2,450,710	2,648,880	3,225,784	3,295,910
108	2,009,230	2,455,252	2,652,854	3,229,346	3,299,550
109	2,012,482	2,456,956	2,656,828	3,232,314	3,302,582
110	2,017,360	2,462,066	2,662,506	3,237,658	3,308,040
111	2,022,238	2,467,176	2,668,186	3,241,812	3,312,286
112	2,026,574	2,471,720	2,672,728	3,245,968	3,316,532
113	2,029,284	2,474,558	2,676,134	3,248,936	3,319,566
114	2,034,162	2,478,534	2,681,812	3,254,278	3,325,024
115	2,039,040	2,483,076	2,686,924	3,258,434	3,329,270
116	2,042,834	2,485,914	2,690,898	3,262,590	3,333,516
117	2,046,086	2,487,050	2,694,872	3,264,370	3,335,334
118	2,050,964		2,700,550	3,269,120	3,340,188
119	2,055,300		2,706,230	3,273,274	3,344,432
120	2,059,638		2,710,772	3,276,836	3,348,072
121	2,062,348		2,712,476	3,278,024	3,349,286
122	2,067,226				
123	2,071,562				
124	2,075,898				
125	2,078,608				
126	2,083,486				
127	2,087,822				
128	2,092,158				
129	2,094,868				
130	2,099,746				
131	2,104,624				
132	2,108,960				
133	2,111,128				
134	2,116,006				
135	2,120,884				
136	2,123,052				
137	2,124,678				

備考 この年俸表は、教員に適用する。